路上（道路）・河川使用届出後の注意事項

路上（道路）・河川の使用開始前に以下の事項を確認し、路上（道路）・河川の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めてください。

・路上（道路）・河川使用について所轄警察署の許可を受け、その指示に従い、道路等の交通の安全に努めること。

・路上（道路）・河川使用届の実施日を超えて作業をする場合は、再度届出を行うこと。

・工事に際し、地域住民との間に紛争が生じないように努めること（事前の周知徹底等）、また、苦情等があった場合は、誠意をもってその解決に当たること。

・工事期間中、休工中や夜間においても、通行者の安全対策を十分行い、危険回避に努めること。（夜間照明の設置、清掃等）

・工事期間中、歩行者等の通行を妨げる場合には、前後に誘導員を配置し、安全に誘導すること。

・歩行者等の視認性を十分確保すること。特に交差点付近等は十分配慮すること。

・突風、暴風などの自然現象にも危険のないよう、十分な安全対策を講じること。

・路上（道路）・河川等の公共物を破損・汚損させた場合は、原状回復すること。

・交通規制が伴う場合は、所管の消防署、清掃事務所に連絡すること。

・熱中症対策として、区内で熱中症特別警戒情報が発出された場合は、作業実施について検討すること。